

4 測定値の補正と判定	
page 8	<p>試料の種類、混合状態、皿上の幾何学的位置などとのファクターがありますから量を算出するためには、CEN規格のTL比算出の方法論とは異なった考え方です。</p> <p>通知法のTL比を算出するためには試料皿中の試料質の量を補正するという考え方では、CEN規格のTL比算出の方法論とは異なった考え方である。</p>
	<p>TL測定の分離試料は第一では無く、放射線照射に対する感度も異なるのでGlow1、Glow2測定の前後での試料の損失を、重量補正出来る保証はありません。EN1788では、Glow1とGlow2の測定時に同一の試料を測ることを規定しています。(瓶内には、試料の測定皿での移動も発光量に影響する可能性が高い。</p>
	<p>重量による補正</p> <p>TL測定の分離試料が第一では無く、放射線照射に対する感度も異なるのでGlow1、Glow2測定の前後での試料の損失を、重量補正出来る保証はありません。EN1788では、Glow1とGlow2の測定時に同一の試料を測ることを規定しています。(瓶内には、試料の測定皿での移動も発光量に影響する可能性が高い。</p> <p>TL測定の分離試料は第一では無く、放射線照射に対する感度も異なるのでGlow1、Glow2測定の前後での試料の損失を、重量補正出来る保証はありません。EN1788では、Glow1とGlow2の測定時に同一の試料を測ることを規定しています。(瓶内には、試料の測定皿での移動も発光量に影響する可能性が高い。</p>
	<p>TL測定の分離試料は第一では無く、放射線照射に対する感度も異なるのでGlow1、Glow2測定の前後での試料の損失を、重量補正出来る保証はありません。EN1788では、Glow1とGlow2の測定時に同一の試料を測ることを規定しています。(瓶内には、試料の測定皿での移動も発光量に影響する可能性が高い。</p>

page9 ベースラインによる補正	<p>バックグラウンドを差し引いた発光量の値は装置の計測値の絶対値ではないので、発光量についての適正な装置の密度、ばらつき、外部汚染を評価する場合は、バックグラウンドを差し引かない値を用いた方がよい。</p> <p>ピークの認識(バックグラウンドのベースラインのS/Nから評価する方法がTL法にはふさわしくない)</p> <p>S/N比計算定方法が明確でない</p>	<p>具体的な対策については、大いに議論の余地のあるところだと思います。EN1788では、空試験から求めたMDLを基準値としてMDLを基準値で求めていた場合には発光量を求める方法を規定しています。(MDLを70~400でくらいまでの広範囲で求めた場合には発光量を求める方法を規定しても良いかもしれません)</p> <p>TLの発光ビーコーが、半幅幅の広いビーコー(おそらくビーコーを、照射品のTLビーコーと認定しないように排除しない)であることを考慮し、幅の狭いノイズビーコーを、照射品のTLビーコーと認定する方法を検討しておかつビーコー出現温度付近より十分な立ち上がりのある明瞭な極大を認定する方法を検討しておたら良いかもしれません。</p>	<p>S/N比計算も面倒ですし、照射に対して十分な応答をする試料を分離して測定していることを保証するために、測定成立するGlow2の発光量(簡分値)で下限を設定することではまわれないと思います。(その際、再照射後に照射判定の温度帯に明瞭な発光ビーコーを確認していること)。下限値がEN1788と同じMDLより10倍かどうかは、これまでの測定例から検証しておいく必要があります。簡分温度範囲が狭い場合には不十分かもしれません。</p>	<p>現行通知法はS/N&gt;100以上のGlow2ビーコーが確認出来れば測定成立と解釈出来ますが、ノイズ計算が小さく見積もられる可能性があり、S/N&gt;100で十分な発光量の試料を確保しているがは疑問です。</p>	

page 10	<p>自然放射線由来のシグナルも含めてTL比を算出することに対する根拠データの提示がない。</p> <p>判定基準についてEU法のようにTL比(G1/G2)が0.1未満であっても発光幅大温度が(X-T100+29°C)[261.1°C]以下である場合の対応も考慮すべきではないでしょうか。</p> <p>一つの検体から2つ以上の試料で試験し、1つがプラスならアウトでは測定上のコンタミを誤って検知を判定してしまう恐れが考えられます。</p> <p>「一つの検体から2つ以上の試料を用いて測定を行いたい」とある。この文からは、以下の2つの解釈ができる。      ①一つの抽出試料から2つの測定試料を作成し測定する。      ②2つの抽出系列からそれぞれ1つずつ測定試料を作成して測定する。</p> <p>照射判定基準</p> <p>EN規格のTL比は、通知法のような重量補正の項ではなく分離される試料は種類も形状も多様というふうなことを前提としている。そのため両者で得られるTL比は同等でない。また通知法で0.1を閾値とする科学的根拠はなされていない。</p> <p>EN1788では、TL比0.1未満でも照射ピーグと判定される温度帯にピーグが確認されれば、照射と判断して措置(この場合は表示違反ですが)されます。現行の通知法では、ブレンド品を見逃す可能性もあります。これについては、以下の可能性について行政側も理解してお必用があると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* ブレンド品が国内導入する可能性</li> <li>* 通知法に則って国内機関で陰性とした検体が海外機関で照射と判定される可能性</li> </ul> <p>Glow1のピーク形状からピーグの有無を判定する手法(アルゴリズム)が確立されれば、装置メーカーとしてその手法に則ったソフトを作成し標準ソフトにドナツ形でご提案することが出来、この分野へ貢献できるのではないかと思います。今後分析手法についての研究がなされることが期待します。</p>
---------	--

5 分析の適用範囲と信頼性保証	
page 11 適用可能な食品	<p>1. 前文の「…試験可能な食品を追加する等」と注1)の「…から試験に必要な量の試験が得られることが確認されている。」という説明が該当するので、前文は「今般、試験に必要な量が得られることが確認された食品を追加する等」と変更すべきと考える。</p> <p>今後の検知法の適用食品の一つとして輸入生鮮果実(マンゴー、グレープフルーツ、パイナップル等)に取り組むべきと思います。</p> <p>TLD法は、確認照射を行なうことで、偽陰性が起こりにくい優れた方法であり、更なる対象物の増加を望む。</p>
装置の校正条件、保守管理基準が必要。(TLD装置の加熱板やフィルターの汚れ、装置状態のチェック)	<p>試料なしの条件でTLD装置で測定を複数回実施、その平均値(TLBK)とSD(SDTL)を求める</p> <p>使用前の試料皿の汚染評価 :未照射の試料粒子の付着の推定→汚染判定はGlow2を下げる一端性評価面に繋がる。 一再洗浄が必要。</p>
クリーンテイスプランク(CDBK) :洗浄した試料皿(試料なし)に1kGyの照射を行い、その試料皿をTLD装置で複数回測定し、その平均値(CDBK)とSD(SDTL)を求める。 CDBK<(TLBK)+3×(SDTL): 試料皿の汚染なし CDBK≥(TLBK)+3×(SDTL): 試料皿の汚染あり	<p>試料分離に關わる前処理からの試料粒子の汚染評価 :試薬、器皿等の汚染除去装置</p>
フルブロセスプランク(金工程プランク)(FPBK) :分析で用いる試料、水、器皿類、空間からなる試料粒子の汚染の程度を評価するため、全ての操作工程の空試験を複数回おこなってG1測定(FPBK)を行なう、その後SD値(SDFP)を求める。 FPBK<(CDBK)+3×(SDCD): 試薬器皿からの汚染なし FPBK>(CDBK)+3×(SDCD): 試薬器皿からの汚染あり	<p>照射した石英・長石のように発光量が非常に多いものがある。試験室の管理状況を確認するためにも必要である。</p> <p>現実的には、試料を測定する条件(試料皿を複数持つもの)の測定、確認がよろしいかと思います。</p> <p>メーカーが gamma線照射施設の協力に依る定期的な供給体制を整える必用があるかと思います。</p>
分析法の運用管理 :MD=FPBK+3×(SDFP)と定義される。	<p>長石など自然放射線による温度ピークを標準とするにも考られますが、標準品がTLD測定について非常に高感度な微粉末であることを考慮すると、実験室での測定系へのコントロールまで利用しない方が良いと思います。</p>
TLD素子を利用する場合、照射が必要	空試験について

page 12		<p>動物の採取の部分はトレーニングにより担当者の技能を評価しています。機器測定や試験の成り立条件は通知法に細かく規定されているので、それをクリアすることによりデータが保護されると考えています。</p> <p>外部精度管理を行うシステムが望まれます。</p>
		<p>国内で照射検知的目的として使用されているTL装置は、実質的にThermo製TLD3500とノングレイ製TL2000の2種類のみであり、台数も限られています。そこで、Thermo代理店のセイコーポリージーンドジー株式会社様、及びナノグレイ代理店のメジャーワークス株式会社様が主体となって、統一保点接線プログラムを作成していくだけの考え方ではないかと思います。</p>
	TLD100によるX線の設定はどのくらいの頻度で行う必要があるのでしょうか？一度設定すると、後はメーカー等の行う定期点検(N=5)において大きな誤差が生じていないことを確認すればよいのでしょうか？	<p>TLD100によるX線の設定はどのくらいの頻度で行う必要があるのでしょうか？一度設定すると、後はメーカー等の行う定期点検(N=5)において大きな誤差が生じていないことを確認すればよいのでしょうか？</p> <p>(1) 試験に対して、しっかりといた乗却条件の設定を行う必要があると考える。          (2) 分析的な性質が強い本試験において重要なことは、有機物含量の少ない抽出を得ることが最も重要であり、必要な抽出物が得られるか否かの判断をするためにも、TLの発光量に対するMDLの基準を設ける必要があると考える。          (3) 照射判定の極大ピーク温度について、TL装置の機械的特性を考えると標準素子を用いた温度補正を前提とする必要があると考える。</p>
	分析の妥当性評価	<p>分析法の種々の問題が解決されることが前提ですが、性能基準を設定し、分析性能を評価するための一的な手段を設定することが、適用可能性の判断や分析値の妥当性を担保する上で効果的ではないでしょうか。</p>
6 今後		<p>現在、炭化水素及びアルキルシクロプロパンの検討を進めているとありますが、両方法はいずれも脂肪酸の生成物が試験対象なので、これらの方針をどのように取り扱うことを考えているか？</p> <p>たとえば、①どちらを行って判定してもよい。②片方が確認試験扱いなど</p> <p>通知法にスクリーニング検査(確定検査ではなく、一次スクリーニングの後陽性については別の確定検査(=TL法)をする)を取り入れることが可能であれば、検査の必要性の多い香辛料等を対象にPSL法を導入出来るようにして、検査効率をアップした方が良いと思います。</p> <p>EU規格に応する主要な検査法(Type II)を中心とした方針が良いという考え方もありますが、実際、EUの市場モニタリングで利用されている方法は圧倒的にTL、PSLが多くなっています。通知をするということが、一定量のモニタリングの開始を意味するのであれば、無理に検査だけが増えて関連業界があかられないのであれば、検査は必要なうな配慮は必要かと思います。</p> <p>ESRが使えれば、マトリックスに依っては便利、脂質含有食品について、炭化水素、シクロプロパン両法が整備出来れば、当面、想定される実際的な食品への対応は可能な気が無いでしょうか。</p> <p>対象品目として、海外での照射実績を加味して海産物(冷凍エビ等)の対応を考えておられた方がよろしいかとも思います。</p>
page 13		<p>PSL法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・TL法と同様に、香辛料など植物質が付着した食品の照射検知法であるPSL法をスクリーニング法の一つとして、通知法に採用していくだければと考えます。</li> <li>・PSL法は、付着植物質が少なくてもスクリーニング法としては十分な精度を持つと考えます。さらに、再照射(1kGy)を行うことで、植物が付着していないために発光しない試験(PSL適用不可香辛料)を除外することができます。</li> </ul> <p>当所では、26種類(計100サンプル程度)の香辛料に対して、照射／非照射の判定可否を検討しており、これらの香辛料で判定可能とのデータを得ていることがあります。TL法のみによる検却法に加えて、TL法を確認試験とするPSL法によるスクリーニング法を通知法としていたいとも良いのではないかと考えます。</p>

<p>・炭化水素法とアルキルシクロプロパン法について ・今後の貿易情勢により、照射肉などが国内に輸入される可能性もあります。高精度で照射有無を判定出来る炭化水素法とアルキルシクロプロパン法を通知法に採用していくたたければと考えます。</p>	<p>現在研究されている方法以外にも、できるだけ多くの方法を検討されることを希望します。 現在研究されている方法以外でも、対象品目および試験方法としての位置づけを明確にしあうで、国際整合性の取れた形での導入検討が必要と考えます。</p>	<p>i) TL法のスクリーニング分析としてのPSI (OSI) その他の導入する場合でも、対象品目および試験方法としての位置づけを明確にしあうで、国際整合性の取れた形での導入検討が必要と考えます。</p> <p>OEFSR法(セロース、糖、骨) OPSL法(香辛料、乾燥野菜、健康食品) PSI法については海外ではTL法とともに最も多く検査法と使用されているので、欠点を周知した上でTL法とともに使用するのがっとも有効な使い方と考えます。</p> <p>ii) TL法のスクリーニング分析としてのPSI (OSI) OEFSR法(セロース、糖、骨) OPSL法(香辛料、乾燥野菜、健康食品) Oシクロプロパン法(脂質)</p> <p>・ESRF法、糖や骨を対象としたESRF法は、比較的感度も高く、照射後の演変も大きくななく、未照射の試料にバックグラウンドも少ないことや前処理が比較的楽なことから、積極的に導入すべきと考える。セロースを対象としたESRF法は、照射後の経過時間が比較的短時間であるものは、後知が可能であるため、推進すべきと考える。 ・微生物法 放射線照射の主な目的は、微生物の殺菌であり、その微生物の特性を調べることで多くの情報を得ることが可能である。特に、付着生存菌の菌種とその抵抗性を調査することで、滅菌法の区別がつく可能性が高い。</p> <p>・PSI法(TL法のスクリーニング法として) ・ESRF法 ・アルキルシクロプロパン法 ・炭化水素法</p>
--	--	---

## 平成 21 年度厚生労働科学研究補助金 食品の安心・安全確保推進研究事業

### 放射線照射食品検知技術に関する研究 研究分担報告書

#### 放射線照射食品検知技術の妥当性評価に関する研究 2.

研究代表者 宮原 誠 国立医薬品食品衛生研究所食品部第二室長  
研究分担者 松田りえ子 国立医薬品食品衛生研究所食品部部長

#### 研究要旨

検疫所検疫・検査センターで TL 法により検査された検体の発光曲線を、EN1788 の判定基準で解析し、通知法による判定と比較して、判定法の差が結果に及ぼす影響を明らかにすることを目的とした。この結果、150-250°C に明瞭なピークが認められる場合は、通知法と EN1788 の判定は一致した。明瞭でないピークが得られる場合は、通知法と EN1788 の判定が異なった。また、本検討により、1) 通知法にあるように積分温度範囲上限を 490°C に拡大すると、照射された検体とされない検体の TL 発光比が近づくため、照射の区別が困難になる事例が認められること、2) ピークの判定時に使用される S/N 比が、測定対象と同一ではないノイズを使用しているため、S/N 比が正確に求められない可能性があること、が明らかになった。これらの事項に対しては、積分温度範囲上限の見直し、プランク測定値の標準偏差による極大ピーク管理の導入、鉱物の知見を集積による判定時の Glow2 の発光パターンの参照などが、より精度の高い判定結果を得る上で検討すべき課題として考えられる。

#### A. 研究目的

報告書第一部に示したように、TL 法の評価会において通知法と EN1788 の TL 測定法及び判定方法に差があることが、指摘された。そこで、横浜及び神戸の検疫検査センターで行われた、TL 法による輸入食品モニタリング検査結果を、EN1788 に従って解析し、判定法の差が結果に及ぼす影響を明らかにすることを目的とした。

#### B. 研究方法

横浜検疫所検疫・検査センター及び神戸検疫所検疫・検査センターで実施された、イス・乾燥ハーブ・乾燥野菜・シャコの TL 法による検査により、陽性であったデータ全て（14 検体）及び陰性であったデータ 200 件を対象とした。

それぞれのデータについて、EN1788 に示された判定基準を適用し、通知法による判定と比較した。以下に判定基準を示す。

#### 判定基準

## 1. Glow1における発光ピークの存在

**通知法** ベースラインを差し引いたピーク高さが、バックグラウンドから求めたノイズの3倍以上の時、ピークと判定し、ピーク温度がTLD100のピーク温度+29°Cの場合に照射によるピークと判定する。

**EN1788** 明瞭な極大を示す場合をピークと判定し、ピーク極大温度が150-250°Cの場合に照射と判定する。但し、ピークの定義は明らかにされていないことから、今回は目視でピーク前の上昇と、ピーク後の降下が認められる場合にピークと判定した。

TLD100のピーク温度は、横浜検疫・検査センター229°C、神戸検疫・検査センター230°Cであった。

## 2. TL発光比

**通知法** 積分温度範囲を70-490°CとしてTL発光比を測定し、0.1以上の場合に照射と判定する。

**EN1788** 積分温度範囲を150-250°CとしてTL発光比を測定し、0.1を超える場合に照射と判定する。TL発光比の計算には重量補正を行わなかった。上記の1と2の両方を満足した場合に照射有りと判定した。

EN1788では明瞭なピークが存在すれば、TL発光比<0.1でも照射ありとされる場合があるとしているが、今回の解析ではこれは考慮しなかった。

## C. 結果

### 通知法で照射ありと判定された検体

**事例1** 試料1のGlow1において220°C、試料2では223°Cに、明瞭な発光の極大が認められた。TL発光比は、試料1は2.39、試料2は3.83であったため、照射ありと判定した。

**事例2** 試料1のGlow1において226°C、試

料2では224°Cに、明瞭な発光の極大が認められた。TL発光比は、試料1は5.06、試料2は9.86であったため、照射ありと判定した。

**事例3** 試料1のGlow1において206°C、試料2では208°Cに、明瞭な発光の極大が認められた。TL発光比は、試料1は1.80、試料2は1.41であったため、照射ありと判定した。

**事例4** 試料1のGlow1において195°C、試料2では195°Cに、明瞭な発光の極大が認められた。TL発光比は、試料1は2.08、試料2は2.25であったため、照射ありと判定した。

**事例5** 試料1のGlow1において179°C、試料2では176°Cに、明瞭な発光の極大が認められた。TL発光比は、試料1は2.23、試料2は2.23であったため、照射ありと判定した。

**事例6** 試料1のGlow1において161°C、試料2では160°Cに、明瞭な発光の極大が認められた。TL発光比は、試料1は1.45、試料2は1.82であったため、照射ありと判定した。

以上の6例は、通知法の判定とEN1788の基準による判定が一致した。発光曲線をFig.1-6に示す。

**事例7** 試料1のGlow1において190°C、試料2では189°Cに、発光の極大が認められた。TL発光比は、試料1は0.03、試料2は0.06であった。Glow1の発光ピークの極大温度が照射と判定される150-250°Cにあったが、TL発光比が0.1以下であったため、EN1788の基準では照射なしと判定された。通知法ではTL発光比が0.33であったため照射と判定され、通知の判定とEN1788の基準による判定は異なる結果となった。

**事例8** 1 試料の結果のみ提供された。  
150-250°Cには極大を示すピークは認められ

ず, TL 発光比も 0.04 であったため, EN1788 の基準では照射無しと判定された. 通知法の評価方法では, 250°C付近の盛り上がりにベースライン処理を行い, S/N>3 のピークがあると判定された. このピークの極大温度が 250°C以下であるかの判定は困難であるが, 通知では TLD100 のピーク温度+29°C, つまり 259°Cまでを照射ピークとしているため, この盛り上がりが照射ピークとされ, さらに TL 発光比は 0.19 であったため照射ありと判定された.

事例 9 1 試料の結果のみ提供された. 150-250°Cには極大を示すピークは認められず, TL 発光比も 0.01 であったため, EN1788 の基準では照射無しと判定された. 通知法の評価方法では, 200°C付近の盛り上がりにベースライン処理を行い, S/N>3 のピークがあると判定し, TL 発光比は 0.14 であったため照射ありと判定された.

事例 10 1 試料の結果のみ提供された. 150-250°Cには極大を示すピークは認められず, TL 発光比も 0.02 であったため, EN1788 の基準では照射無しと判定された. 通知法の評価方法では, 200°C付近の盛り上がりにベースライン処理を行い, S/N>3 のピークがあると判定し, TL 発光比が 0.10 であったため照射ありと判定された.

事例 11 1 試料の結果のみ提供された. 150-250°Cには極大を示すピークは認められず, TL 発光比も 0.01 であったため, EN1788 の基準では照射無しと判定された. 通知法の評価方法では, 200°C付近の盛り上がりにベースライン処理を行い, S/N>3 のピークがあると判定し, TL 発光比が 0.11 であったため照射ありと判定された.

事例 12 1 試料の結果のみ提供された.

150-250°Cには極大を示すピークは認められず, TL 発光比も 0.03 であったため, EN1788 の基準では照射無しと判定された. 通知法の評価方法では, 200°C付近の盛り上がりにベースライン処理を行い, S/N>3 のピークがあると判定し, TL 発光比が 0.14 であったため照射と判定された.

事例 13 試料 1 の Glow1 では 150-250°Cには極大を示すピークは認められなかったが, 試料 2 では 166 度に極大を持つ小さな発光ピークが認められた. しかし, TL 発光比は, 試料 1 は 0.00, 試料 2 は 0.01 であったため, EN1788 の基準では照射無しと判定された. 通知法の判定では試料 2 の TL 発光比が 0.11 となつたため照射ありと判定された.

事例 15 試料 1 の Glow1 では 150-250°Cには極大を示すピークは認められなかった. 試料 2 では極大を持つ発光ピークが認められ極大の温度は 250°Cであった. TL 発光比は, 試料 1 は 0.01, 試料 2 は 0.03 であり, EN1788 の基準では照射無しと判定された. 通知法では, 試料 1 についても 200°C付近の盛り上がりをピークと判定し, TL 発光比も試料 1 が 0.13, 試料 2 が 0.15 であったことから照射ありと判定された.

事例 7 から 15 までの 8 検体では, 通知法による判定と EN1788 の基準での判定結果が異なった. 全ての試料において, EN1788 の積分温度範囲では 0.1 以下の TL 発光比が得られたが, 通知法のように広い積分範囲を設定すると 400°C以上の発光量上昇部分及び天然放射線に由来すると思われる 300°C以上の発光ピークも積分するため, TL 発光比が 0.1 を超える結果となっている. また, 発光ピークの判定も, 300°C以上に極大を持つピークの肩に乗った盛り上がりをベースライン処

理を行って判定しているため、照射ありと判定される結果となっている。

#### 通知法で照射なしと判定された検体

通知法で照射なしとされた 200 検体の発光曲線を、EN1788 の基準で判定した結果は全て照射なしであり、通知法と EN1788 それぞれの基準による判定の結果に相違は見られなかった。

### D. 考察

#### ピークの判定

事例 7-14 の発光曲線の拡大図を Fig.17 に示す。これらの中で、明瞭な極大が認められたのは事例 7、事例 13 の試料 2、事例 14 の試料 2 であった。他の事例では明瞭な極大は認められなかった。

通知法では明瞭な極大に加え、ベースラインを差し引いた結果に極大が認められ、さらに  $S/N > 3$  であればピークと判定している。この  $S/N$  に基づいた検出の定義は分析化学でしばしば用いられるが、多くの分析手法でノイズレベル  $N$  とされるのは、十分な数のプランク測定値の標準偏差である。クロマトグラフィ分析では、ピーク近傍のベースラインでノイズを測定している。通知法ではこれを適用しているが、ノイズレベルはバックグラウンド測定から求めている。Glow1 とバックグラウンドのノイズレベルは異なっているため、正しい  $S/N$  比は求められない。 $S/N$  比を測定するならば、Glow1 からノイズレベルを測定すべきである。

#### ピーク温度

極大を示すピークが認められた例では、ピーク温度は全て 150-250°C の範囲にあり、事例 16 以外は TLD100 のピーク温度以下であ

った。

#### 積分温度範囲

通知法で規定された積分温度範囲での TL 発光比が 0.1 以上となった検体の発光曲線を再解析し、積分温度範囲を 150-250°C、150-300°C、150-350°C、150-400°C とした TL 発光比を求めた。Table 1 に結果を示す。事例 1-6 は、通知法、再解析共に照射ありと判定された検体、7-14 は通知法では照射有りであったが EN1788 の基準では照射無しとなつた検体、15-27 は発光ピークが認められずいずれの判定でも照射無しとなつた検体である。

Fig.18 には事例 1-6 について、TL 発光比の積分範囲依存性を示した。これらの検体は 150-250°C に極大を持つ明確な発光ピークが認められており、このピーク部分が Glow1 の発光量の大部分を占めている。この結果、積分範囲を拡大しても TL 発光比はあまり変化しない。事例 2 のように、特に発光ピークが大きい場合 (Fig.2 参照) には、積分範囲温度の拡大に伴い TL 発光比は減少する傾向を示した。

Fig.19 には事例 7-14 の TL 発光比の積分範囲依存性を示した。これらの検体は、事例 1-6 と異なり、150-250°C に明瞭なピークが存在しない。しかし、300°C 以上に天然放射線によると考えられる発光ピークが認められ、この発光の寄与により通知法では TL 発光比が 0.1 を超える結果となった。積分範囲を 150-250°C とした場合、このピークの寄与が無くなるため TL 発光比は通知法より小さな値となり、温度範囲を高温側に拡大するに伴って増加した。また、400°C 以上では急激な発光の増加が見られ、通知法による TL 発光比の値が 150-250°C の TL 発光比の 10 倍以上

となる場合もあった。事例 14 の試料 1 では天然放射線によると考えられる発光ピークも存在していないため、TL 発光比はほとんど変化していない。

Fig.20 は事例 15-24 の TL 発光比の積分範囲依存性を示した。これらの検体は通知法で 0.1 を超える TL 発光比となったが、通知のピーク温度上限である 259°C (TLD100 のピーク温度+29°C) 以下にピークが認められなかつたため、陰性と判定された検体である。TL 発光比の温度依存性は Fig.19 と同じ傾向となった。検体 7-14 と検体 15-27 の違いは、259°C 以下にベースラインを差し引くことで認められる S/N>3 である明瞭ではないピークがあることである。

人工的放射線照射によると考えられる発光ピーク、つまり 150-250°C の極大を持つピークが存在している場合には、TL 発光比の温度依存性は小さいか、あるいは温度範囲拡大により減少する。一方、人工的放射線照射によると考えられる発光ピーク、つまり 150-250°C の極大を持つピークが存在していない、あるいは存在しているが明瞭な極大を示さない場合には、TL 発光比は温度範囲拡大により増加する。

以上のことから、積分温度範囲を 490°C に拡大することにより、照射された検体とされない検体の TL 発光比が近づくため、照射の区別が困難になるとと考えられた。

150-250°C の積分温度で TL 発光比が 0.1 を超えた事例 18 及び事例 20 の発光曲線を Fig.20 に示す。どちらも Glow2 の発光量が非常に小さい。そのため Glow1 の僅かな発光も大きな TL 発光比を与える結果となった。EN1788 では Glow2 の強度が小さく MDL の 10 倍以下である場合には、評価を行えない

としている。これらの例のように Glow2 が極端に小さい場合には、僅かな測定の変動により、TL 発光比が大きく変わることも、その理由の一つと考えられる。このように Glow2 発光量が少ない場合の措置として、通知法では S/N>100 のピーク高さを基準としているが、前述のようにバックグラウンド測定からノイズを算出することは、理論的に正しいとは言えず、ブランク測定値の標準偏差による管理の導入を図るべきである。

標準線量の  $\gamma$  線を照射した後の Glow2 において 150-250°C の範囲外に極大を示す場合がある（事例 1, 2, 4, 8, 9, 11, 14）。これらの検体から採取されたケイ酸塩鉱物は、 $\gamma$  線照射により高い温度で発光する性質を持つと考えられる。今後、このような鉱物の知見を集め、判定基準に Glow2 の発光パターンへの考察を含めることが、精度の高い照射判定に有用と考えられる。

## E. 研究発表

### 1. 論文発表

なし

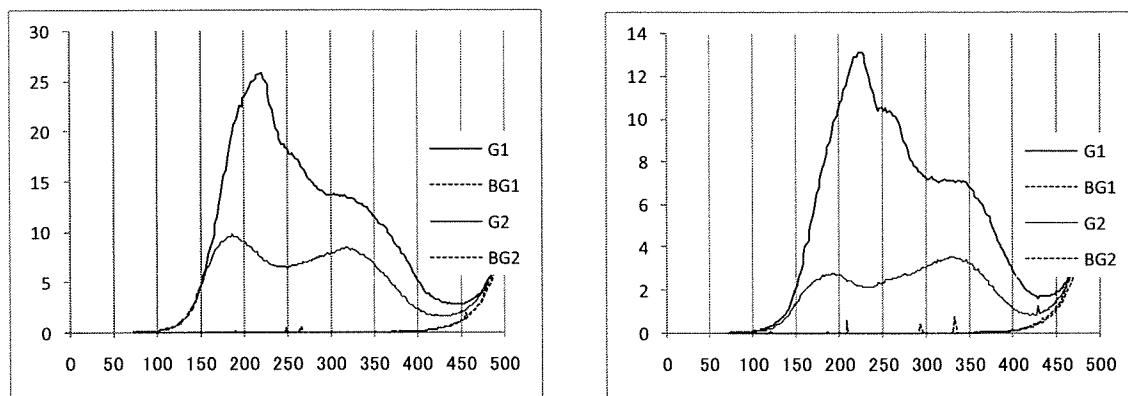


Fig.1 事例 1 の発光曲線

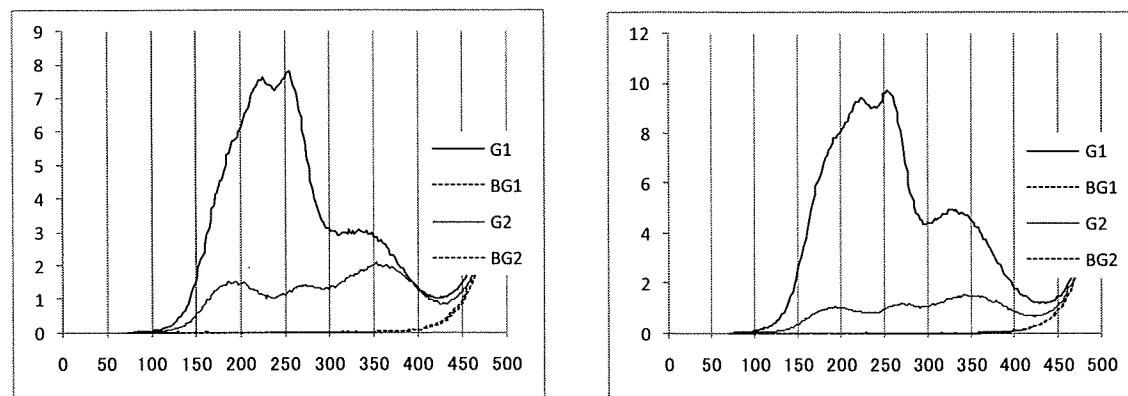


Fig.2 事例 2 の発光曲線

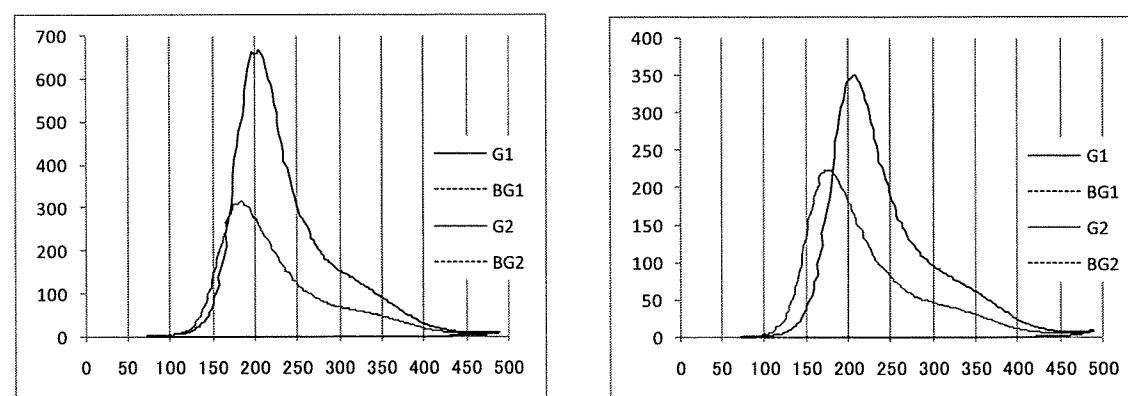


Fig.3 事例 3 の発光曲線

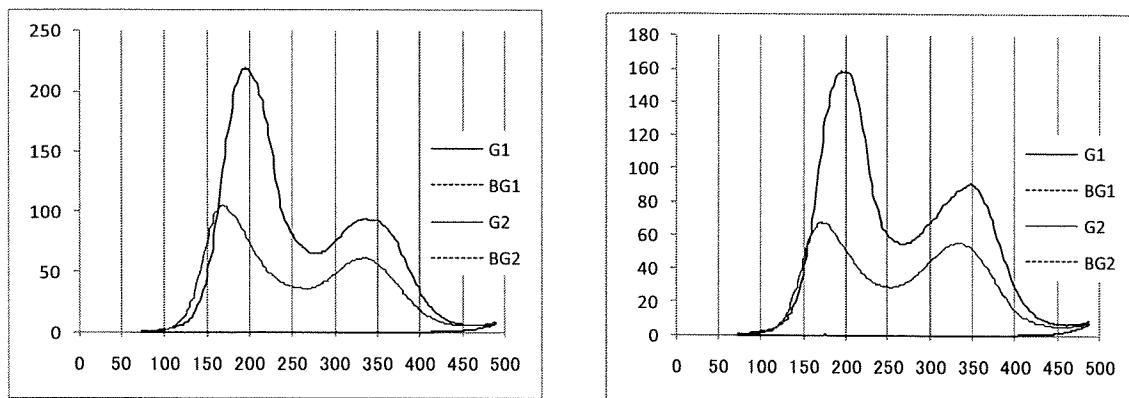


Fig.4 事例 4 の発光曲線

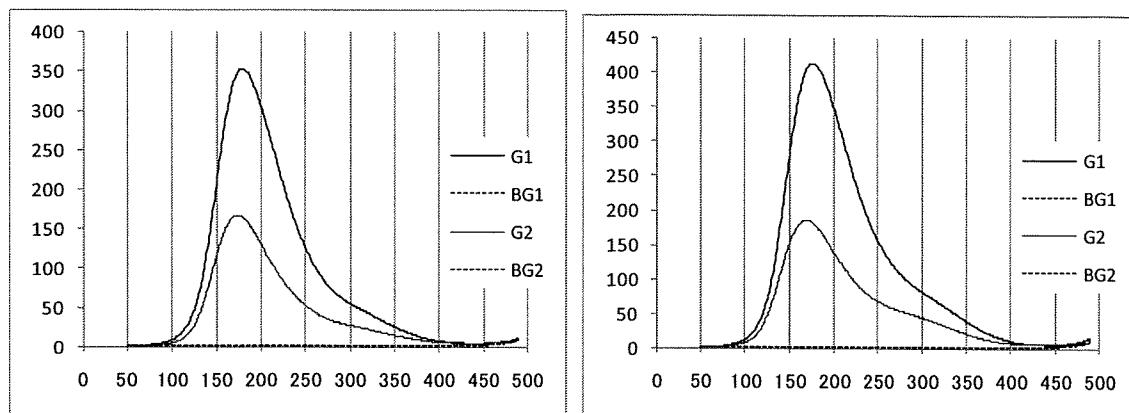


Fig.5 事例 5 の発光曲線

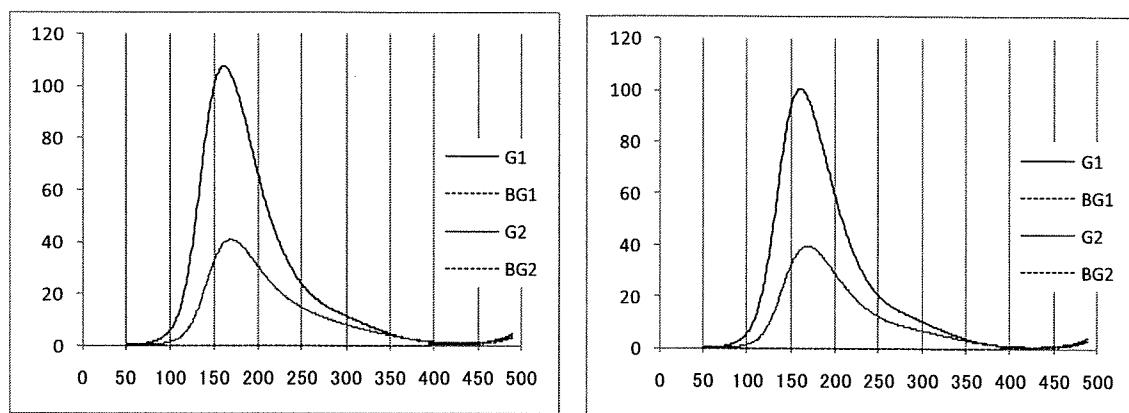


Fig.6 事例 6 の発光曲線

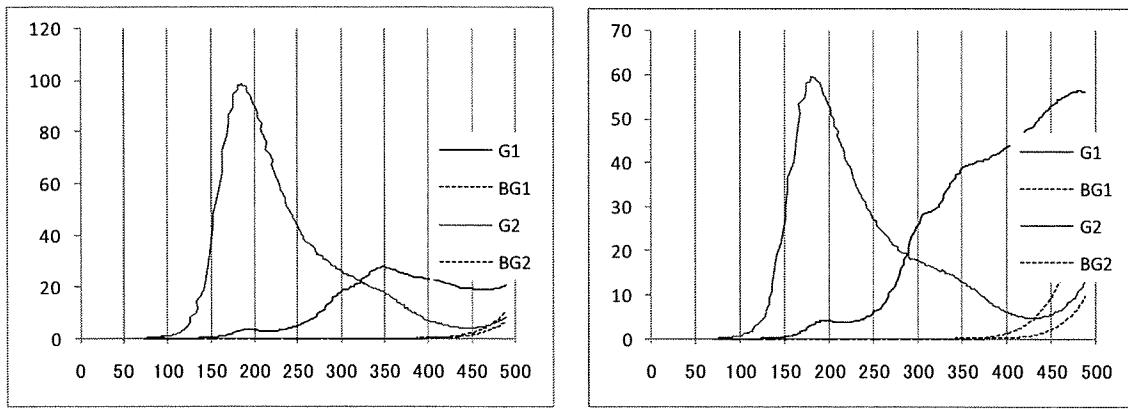


Fig.7 事例 7 の発光曲線

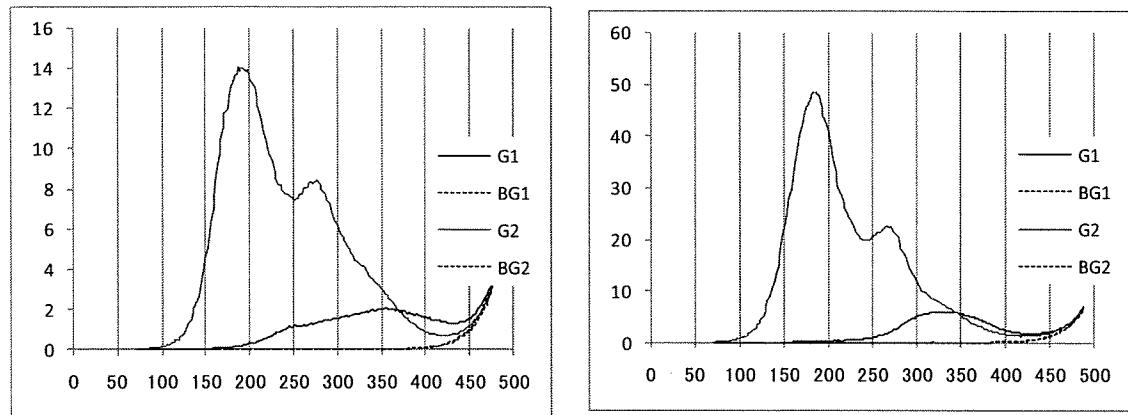


Fig.8 事例 8 の発光曲線

Fig.9 事例 9 の発光曲線

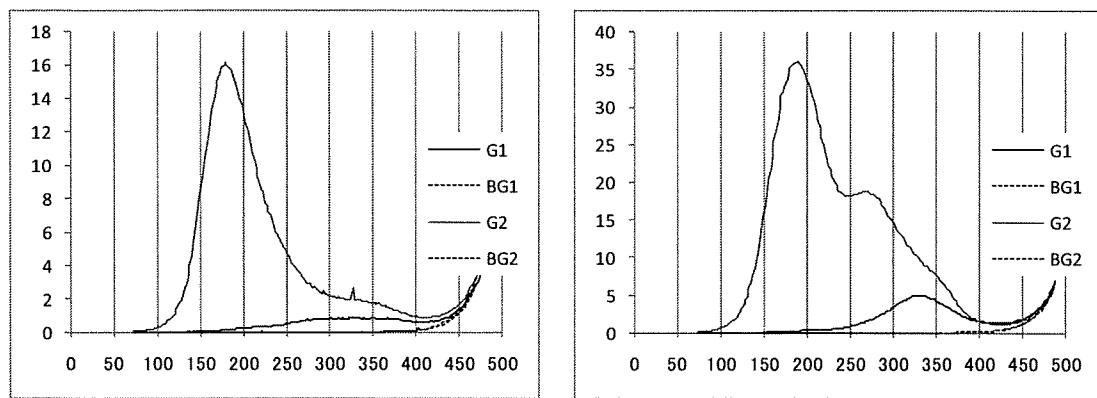


Fig.10 事例 10 の発光曲線

Fig.11 事例 11 の発光曲線

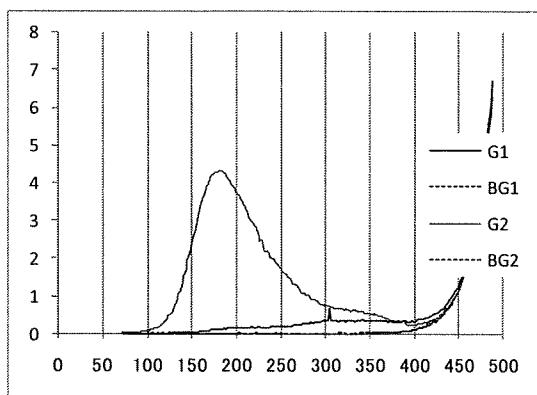


Fig.12 事例 12 の発光曲線

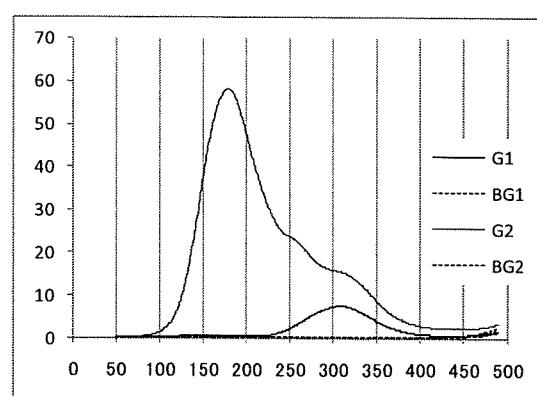
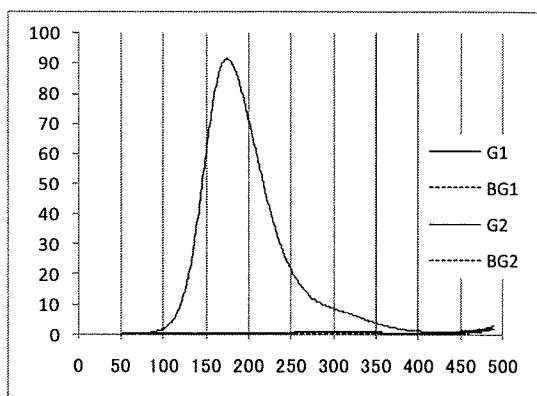


Fig.13 事例 13 の発光曲線

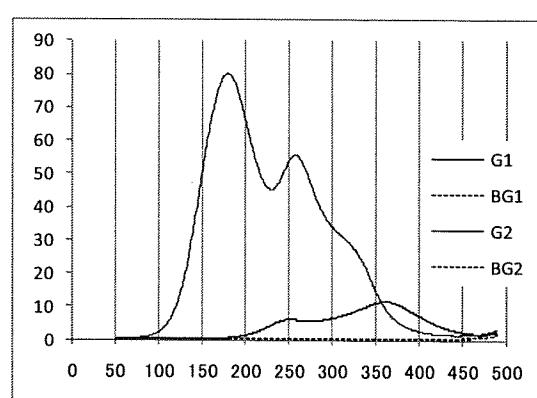
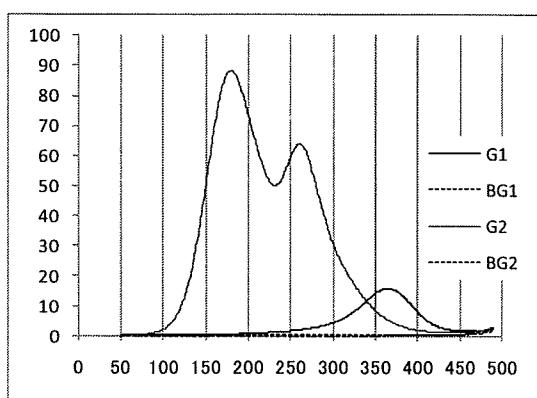
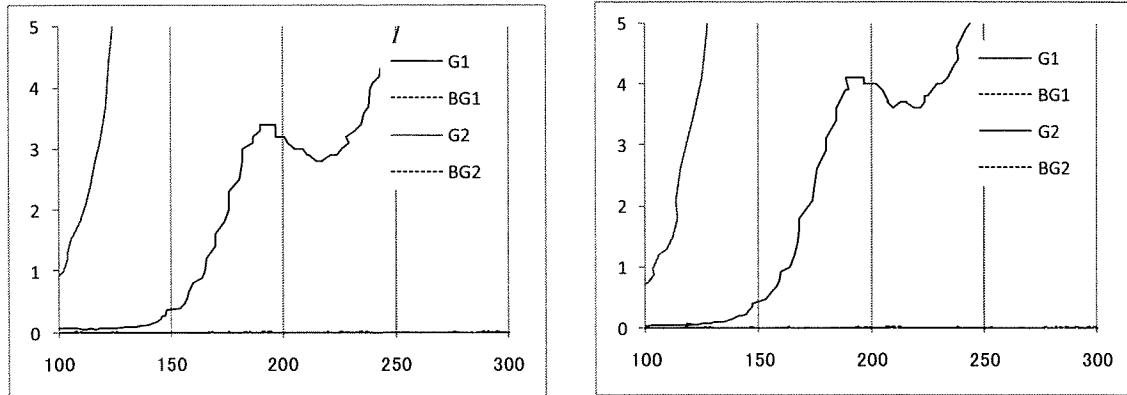
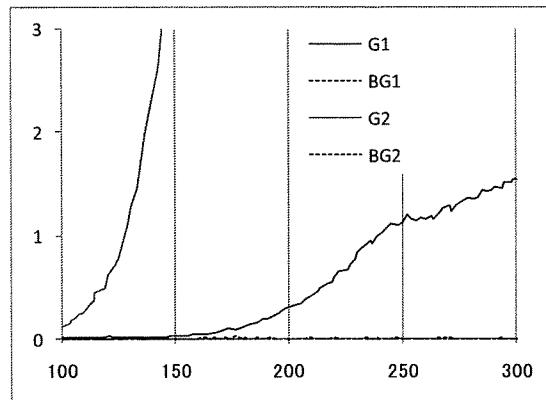


Fig.14 事例 14 の発光曲線

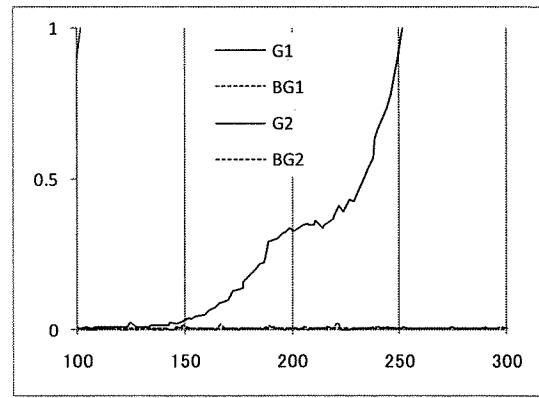
事例 7



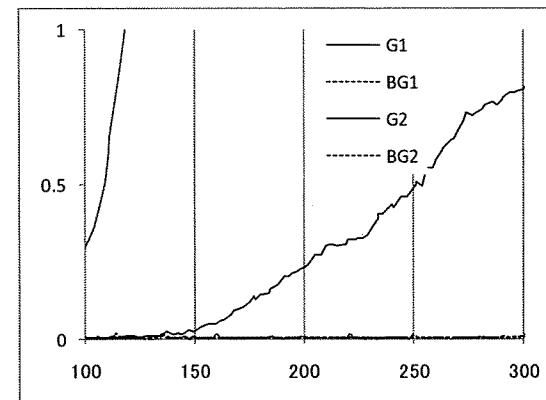
事例 8



事例 9



事例 10



事例 11

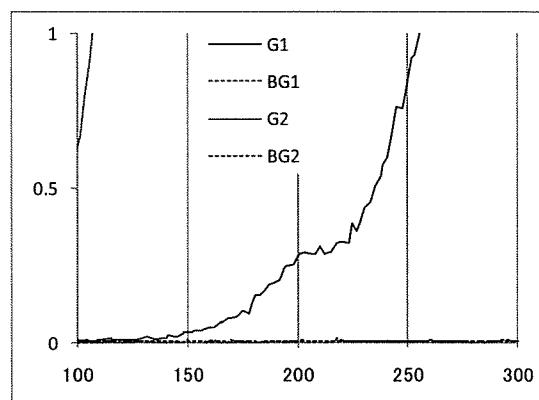
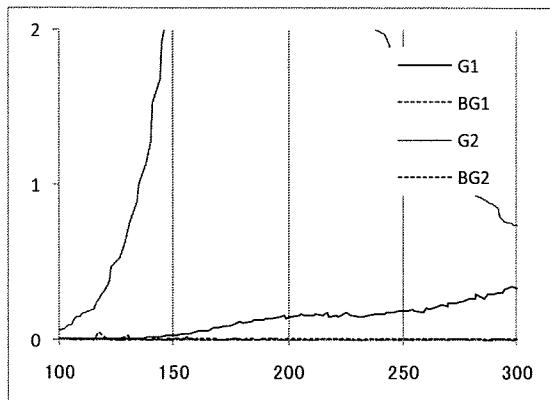
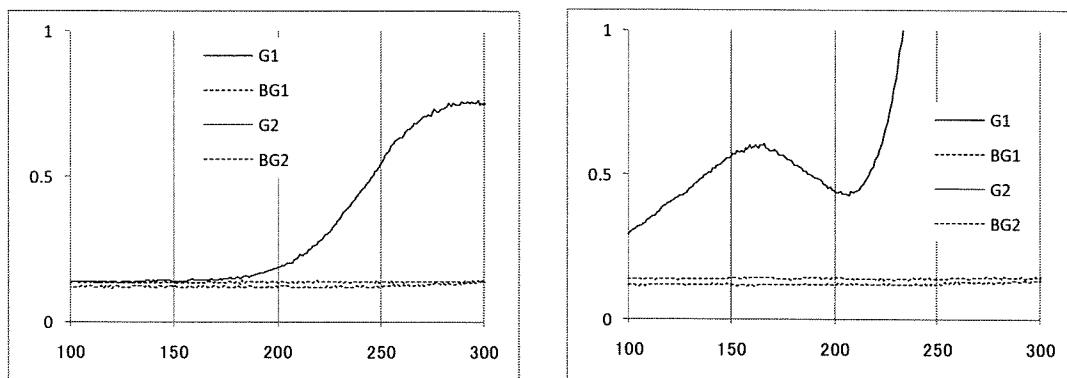


Fig.15 事例 7-14 の発光曲線拡大図

事例 12



事例 13



事例 14

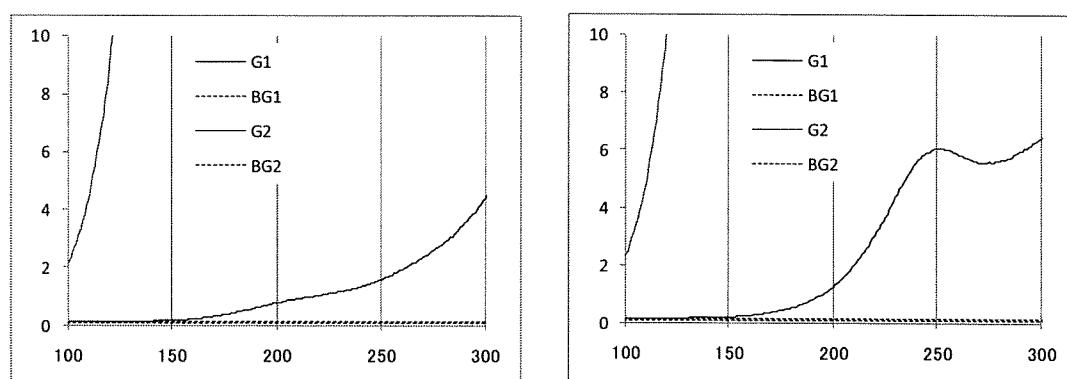


Fig.17 (続き) 事例 7-14 の発光曲線拡大図

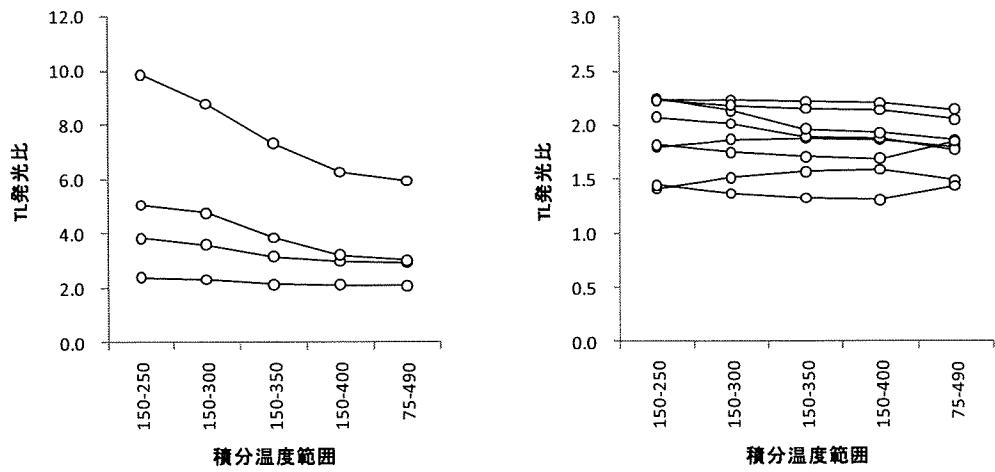


Fig.18 積分温度範囲と TL 発光比の関係 (事例 1-6)

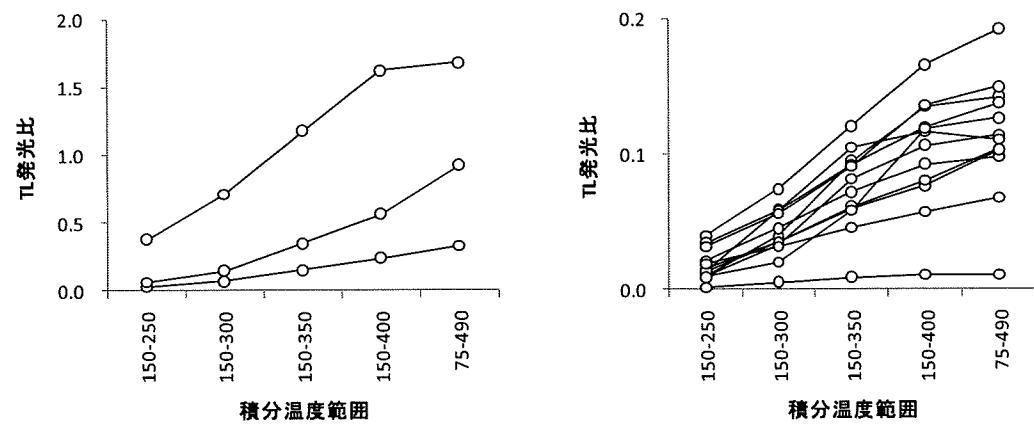


Fig.19 積分温度範囲と TL 発光比の関係 (事例 7-14)

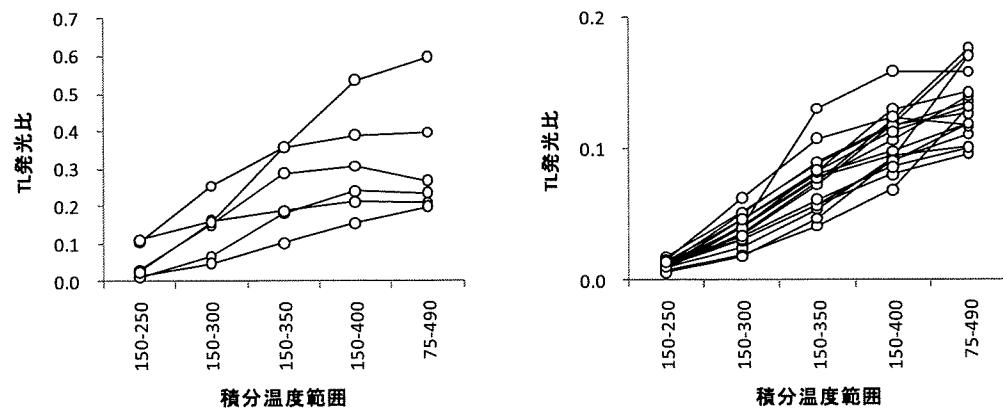


Fig.20 積分温度範囲と TL 発光比の関係 (事例 15-27)

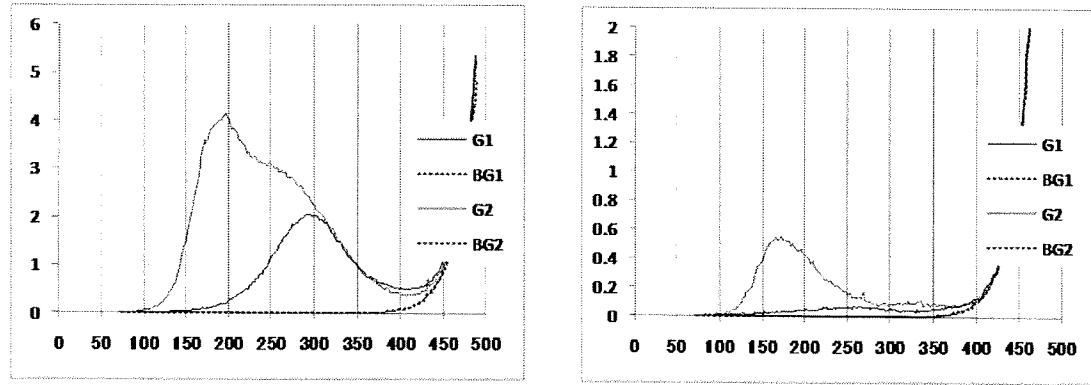


Fig.21 事例 18 と事例 20 の発光曲線

Table 1 積分温度範囲と TL 発光比の関係

事例 EN1788	150–250	150–300	150–350	150–400	75–490 通知
1	2.39	2.32	2.15	2.13	2.09
	3.83	3.61	3.16	2.98	2.94
2	5.06	4.77	3.86	3.22	3.02
	9.86	8.80	7.33	6.27	5.95
3	1.80	1.87	1.88	1.87	1.80
	1.41	1.52	1.57	1.59	1.49
4	2.08	2.01	1.89	1.88	1.77
	2.25	2.13	1.96	1.93	1.86
5	2.23	2.23	2.22	2.20	2.14
	2.23	2.18	2.15	2.14	2.05
6	1.45	1.37	1.33	1.31	1.44
	1.82	1.75	1.71	1.69	1.85
7	0.03	0.07	0.15	0.24	0.33
	0.06	0.15	0.35	0.57	0.93
8	0.04	0.07	0.12	0.17	0.19
9	0.01	0.04	0.09	0.14	0.14
10	0.02	0.05	0.07	0.09	0.10
11	0.01	0.03	0.08	0.11	0.11
12	0.03	0.06	0.09	0.12	0.14
	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01
13	0.01	0.06	0.11	0.12	0.11
	0.01	0.02	0.06	0.12	0.13
14	0.03	0.06	0.09	0.14	0.15
15	0.02	0.05	0.09	0.12	0.14
	0.01	0.07	0.18	0.24	0.24
16	0.03	0.15	0.29	0.31	0.27
	0.01	0.04	0.07	0.12	0.18
17	0.01	0.03	0.07	0.12	0.17
	0.01	0.02	0.05	0.09	0.17
18	0.01	0.02	0.04	0.07	0.13
	0.01	0.04	0.08	0.11	0.14
19	0.01	0.05	0.09	0.12	0.13
20	0.11	0.25	0.36	0.39	0.40
	0.01	0.04	0.08	0.09	0.10
21	0.01	0.05	0.08	0.10	0.12
	0.11	0.16	0.19	0.21	0.21
22	0.01	0.04	0.13	0.16	0.16
	0.01	0.02	0.05	0.09	0.11
22	0.01	0.04	0.08	0.11	0.14
	0.01	0.05	0.10	0.15	0.20
23	0.01	0.04	0.08	0.13	0.14
	0.01	0.05	0.08	0.11	0.13
24	0.01	0.03	0.06	0.08	0.10
	0.02	0.16	0.36	0.54	0.60
25	0.02	0.06	0.11	0.12	0.12
	0.01	0.03	0.06	0.09	0.12
26	0.01	0.03	0.06	0.09	0.12
	0.01	0.03	0.06	0.09	0.10
27	0.01	0.03	0.06	0.09	0.12